

中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令案について（概要）

1. 改正の趣旨

- 令和4年及び5年における地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定、令和5年12月22日閣議決定）において、厚生労働省は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等（※）の設立認可等に関する事務・権限について、職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業（以下「職業紹介事業等」という。）に関するもの（ただし、全国が地区であるものについては、協業組合に係るもののみ）を都道府県へ移譲することとされた。

※ 事業協同組合等

事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合及び商工組合をいう。

- 上記を踏まえ、中小企業等協同組合法施行令（昭和33年政令第43号）及び中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和33年政令第45号）において、所要の措置を講ずる。

【令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）】

- (1) 中小企業等協同組合法（昭24法181）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭32法185）

事業協同組合等に係る認可等の事務・権限（二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって、厚生労働省が所管する職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業に関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）】

- (1) 中小企業等協同組合法（昭24法181）

厚生労働省の事務・権限（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣業に関する事務・権限に限る。）のうち、施行令30条1項において農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣から都道府県知事へと移譲されている事務・権限と同様の事務・権限については、政令を改正し、都道府県に令和6年中に移譲する。（略）

- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭32法185）

厚生労働省の事務・権限（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣業に関する事務・権限に限る。）のうち、施行令10条5項及び6項において農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣から都道府県知事へと移譲されている事務・権限と同様の事務・権限については、政令を改正し、都道府県に令和6年中に移譲する。（略）

2. 改正の概要

- 厚生労働省の事務・権限（職業紹介事業等に関する事務・権限に限る。）のうち、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等（協業組合以外で地区が全国であるものを除く。）の設立認可等に関する事務・権限を都道府県へ移譲する。

3. 施行期日等

- 公布日：令和6年12月下旬（予定）
- 施行期日：令和6年12月下旬（予定）

【参考】

組合種類 地区		中小企業等協同組合法 に基づく組合			中小企業団体の組織に関する法律 に基づく組合		
		事業協同 組合	事業協同 小組合	協同組合 連合会	協業組合	商工組合	商工組合 連合会
都道府県の区域内を 地区とする組合		都道府県知事					
2以上の都 道府県にわ たる区域を 地区とする 組合（全国 を除く。 ※3）	労働関係 事業以外の 事業 ※1	都道府県知事					厚生労働 大臣
	労働関係 事業 ※1	厚生労働大臣 ⇒ 都道府県知事 へ移譲 【令和6年12月下旬～】 ※2					厚生労働 大臣
全国を地区とする組合		厚生労働大臣		※3	厚生労働大臣		

※1 労働関係事業とは、職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を指す。

※2 国家公安委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣及び環境大臣又は財務局長、福岡財務支局長及び地方環境事務所長においても同様に、各省庁の事務・権限のうち、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等（協業組合以外で地区が全国であるものを除く。）について、都道府県へ事務・権限の移譲を行う。

※3 協業組合においては、その事務所の全てが1の都道府県の区域内にあるもの以外に関するものについて、都道府県へ事務・権限の移譲を行う。